

26 町政聴要第 334 号の 2
2026 年 8 月 24 日

東京高齢者共同行動町田連絡会
事務局 全日本年金者組合町田支部 御中

町田市長 稲垣 康 治



「東京高齢者共同行動の町田市への要請行動」申し入れについて

いつも、市政にご協力いただき、ありがとうございます。

2026 年 7 月 24 日に受付いたしましたご要望にお答えします。

町田市への独自要請

1. 医療関係について

(1) について

町田市民病院では、関連大学からの医師派遣により診療体制を構築しております。脳神経内科におきましては、大学医局の人員不足により常勤医師の派遣を受けることが困難な状況が継続しており、やむを得ず一時閉鎖しております。

医師を補充し、通常の診療体制を確保することは、地域医療を維持するうえで最優先の課題であると認識しておりますので、引き続き、脳神経内科のみならず、心臓血管外科や腎臓内科を含め、関連大学への医師派遣要請を強化し、安定した診療体制の確保と地域医療の維持に努めてまいります。

(2) について

成人健康診査等の費用は、医療保険制度全体の受益者負担の公平性の確保及び健康意識の向上のため、受診者に一部ご負担いただいております。内発的な健康意識の向上は、被保険者ご本人の生涯にわたる健康維持に大きく寄与するため、重要なことであると考えております。

成人健康診査の一部負担の額については、東京都後期高齢者医療広域連合の「健診事業実施要綱」においても、「市区町村は、健診に伴う自己負担金として受診者から一人一律 500 円を徴収するものとする。」としております。なお、住民税非課税世帯の方の一部負担については免除としています。

また、成人健康診査は主にメタボリックシンドロームに着目した健診項目を実施しているため、聴力検査と緑内障検査、骨粗鬆症の検査（エムディー法）を追加する予定はございません。

歯科口腔健康診査については、医療保険制度全体の受益者負担の公平性の確保及び健康意識向上のため、一部自己負担いただいております。18歳から70歳の方を対象に実施している「歯科口腔健康診査」の負担額は500円です。また、71歳以上の方を対象に実施している「高齢者歯科口腔機能健診」は、「歯科口腔健康診査」に、〈咀嚼機能〉〈嚥下機能〉の検査項目を加え、口腔機能全般の健診を行うもので、負担額は600円です。

なお、生活保護受給世帯・市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給証明書持参の方、歯科口腔健康診査においては、後期高齢者医療制度の資格確認書・妊婦無料クーポン券を持参の方は無料で実施しております。

2. 国民健康保険について

（1）について

国民健康保険にかかる事業費の大部分は、被保険者が医療等にかかるための費用です。事業費の約78%は、国・東京都の公費や、会社勤めなどの被用者保険が負担し、残る22%を保険税で負担する仕組みとなっています。

町田市国保財政の不足分、いわゆる赤字は、保険税収入の不足分であり、これを保険税で負担することなく、一般会計から補填することは、町田市財政への負担となり続けるほか、国保の被保険者以外の市民に二重の負担を強いることとなります。

赤字は本来、被保険者が保険税として負担すべきものであるため、保険税率の改定を避けることはできませんが、赤字の解消においては被保険者への影響を考慮し、計画的・段階的に進めてまいります。

（2）について

国民健康保険は、国保税の均等割額に係ることを含め、国民健康保険法に基づいた制度運用がなされます。2027年4月からは、子どもの均等割の軽減措置が未就学児から高校生年代まで拡充されます。そのため、市独自で子どもの均等割額をなくす考えはございません。

（3）について

国は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方について、資格確認書で被保険者資格を確認すること、また、国民健康保険は、後期高齢者とは異なり、被保険者に様々な年代・属性の方が含まれていることから、全員一律に資格確認書を交付する

状況ではないという見解を示しています。

市としても引き続き、この国の方針に基づきマイナ保険証を保有していない方に資格確認書を交付してまいります。

(4) について

国保ガイド及び広報まちだへの掲載につきましては、紙面のスペースに限りがあるため考えておりません。

今後も引き続き、疾病等により緊急に資格確認書または資格情報のお知らせの交付が必要と認められる場合には状況の確認を行い、有効期限を短くした10割負担でない資格確認書等を交付してまいります。

(5) について

国民健康保険は、加入者の相互扶助により成り立っている制度であり、全ての被保険者の方の負担能力に応じて公平に保険税を納めていただくことを前提として制度が成り立っております。

保険税を納めていない被保険者の未納分は、結果的に他の被保険者が負担することとなるため、災害や病気、廃業など、保険税を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している方に対しては、10割負担となる資格確認書を発行しております。疾病等により緊急に資格確認書の交付が必要と認められる場合には状況確認を行い、有効期限を短くした10割負担でない資格確認書を交付して対応する運用を行っております。

今後も、納税が困難な方あるいは遅れている方については、丁寧な納税相談を行ってまいります。また、法制度の説明を、適切に行ってまいります。

3. 介護保険制度について

(1) について

町田市では、老老介護をされている方など、見守りの必要な高齢者の方に対し、地域住民や自治会・町内会等の地域団体、新聞販売店や宅配事業者といった民間事業者等が中心となり、高齢者の変化に早めに気づき必要な支援につなげるための「見守り支援ネットワーク」を実施しております。

また、高齢者支援センターにおいて、適宜、高齢者世帯の訪問を実施するほか、民生委員や地域の方からの連絡をもとに、速やかに状況を把握して必要な支援につなげております。

さらに、家族介護者への支援として、日々の生活で役立つ介護の知識や技術、利用可能な介護サービスの内容を学ぶ「家族介護者教室」や、お互いの悩みや工夫などを分かち合い、心身のリフレッシュを図る「家族介護者交流

会」を開催しております。

これらの取組みを通じて、引き続き、支援を必要とされる方の早期発見や、介護者の負担等の軽減等に取り組んでまいります。

(2) について

特別養護老人ホームについては、高齢者人口の増加を見込み、2009年度から2018年度の10年間で町田市独自の補助制度を設け、積極的に整備を進めてまいりました。その結果、待機者数と待機期間の減少を実現し、2025年度においては、新規市民入所者の9割以上が1年未満に入所しております。このため、「町田市いきいき長寿プラン24-26」では、特別養護老人ホームを新設する予定はございません。

(3) について

今後必要な方へ適切な介護認定を継続してまいります。また、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者は、訪問・通所の従前サービスを含めた多様なサービスの中から、自立支援に向けて適切なサービスを選択し、利用していただけます。

(4) について

町田市では、各サービス種別ごとに設置されている連絡会に出席し、意見交換や情報共有を行っております。また、事業所の抱える疑問や課題を把握し、連携を図りながら解決に努めております。報酬につきましては、基本報酬の他に算定できる加算の取得を促し、事業所の安定した事業運営を支援してまいります。

(5) について

「障害者控除対象者認定書」の使用は、課税世帯の方が税の申告の際に必要な場合に限定されます。そのため、全員への交付は予定しておりません。

4. 高齢者福祉等について

(1) について

介護タクシー等の利用費用については、町田市が単独で補助する予定はございません。なお、通院等のために介護タクシーを利用する際の乗降介助は、介護保険法により介護保険サービスの一つとして位置付けられており、費用については介護保険給付費でまかなわれるものとなっております。

(2) について

高齢者への補聴器購入費の補助は、2025年4月から開始した新たな事業であり、現時点で補助制度を見直すことは考えておりません。

5. 住宅について

(1) について

単身者用を含む市営住宅の増設につきましては予定しておりません。

(2) について

単身者用住戸は毎回応募者が多く、抽選倍率が高くなることから、市内に長く住んでいる市民に配慮するため、世帯向と異なった入居資格にしております。そのため、入居資格の変更は予定しておりません。

(3) について

生活保護申請者で居所の無い方には、速やかに入居できる施設として社会福祉法第68条の2の規定に基づき都道府県知事への届出がされた無料低額宿泊所をご案内しております。その後、居宅生活ができると認められた入所者については、アパートなどへの転居を進めております。

(4) について

町田市ホームページ及び町田市役所窓口にてチラシを配布し周知しております。また、高齢者支援センターや障がい福祉課等の関係部署が連携し、支援を必要とする方が適切に利用できるよう努めています。

6. 公共施設の再編計画等について

(1) について

図書館、学習室や会議室を含め、公共施設の再編を進めるにあたりましては、地元の町内会・自治会など市民の皆様にご意見を伺いながら、丁寧な説明を行い、取り組みを進めてまいります。

(2) について

市民センター等を団体が利用する際は、主に利用する施設をひとつだけ選んで登録し、利用申し込みをしていただいておりますが、貸出の休止期間中につきましては、登録した施設にしか申し込みができない制限を解除し、他の集会学習施設等を代替施設として申し込みできるようにしております。

これに加え、地元の町内会・自治会にご協力いただき、町田市から利用できる町内会館を案内した事例もございます。今後も、これまでの事例を踏ま

えながら周知してまいります。

また、市民センター等については、今後、一層の行政手続きのデジタル化を進めていく一方で、相談窓口の充実やコミュニティの拠点として充実を進めてまいります。市民センター等の管理運営手法についても、引き続き検討してまいります。

(3) について

「町田市新たな学校づくり推進計画」では、市立学校における「教育環境・生活環境づくり」や、「放課後活動の拠点づくり」に加え、「市民生活の拠点づくり」も目指しております。

この「市民生活の拠点づくり」として、これからの学校は、学校教育の場や身近な避難施設としてはもちろん、地域にお住いの方々が日常的に利用できる「地域活用型学校」と位置づけ、実現を目指しております。

学校統合による工事期間中及び工事完了後の新たな避難施設については、市が候補となる施設を掲示して、地域の避難施設関係者連絡会において、町内会・自治会等で構成される自主防災組織の皆様と丁寧に連携を取りながら、合意を得て決定しております。避難施設の備蓄物資は、新たな避難施設の決定後、避難施設関係者連絡会にていただいたご意見も参考にしながら、避難者推計に基づき配備いたします。

避難施設などの防災情報は、引き続き市ホームページ、広報まちだ、新たな学校づくり通信などで周知してまいります。

(4) について

町田市の学童保育クラブでは、国の基準を遵守し、入会児童数に応じた育成室の面積や支援員の配置を行い、適切な運営を行っております。また、複数の部屋の活用やパーテーションによる仕切りをすることで、空間を分けた保育を実施しております。

(5) について

2026年5月に開催した「芹ヶ谷公園“芸術の杜”を語る集い」でいただきましたすべてのご意見を町田市ホームページに公開するなど、見直しプロセスの透明化に努めております。

引き続き、透明性を確保しながら事業を進めてまいります。

(6) について

野津田公園スケートパークの整備は、市民や町内会・自治会にも参加いただいた懇談会や、市民意見募集などを経て策定した「第二次町田市野津田公

園整備基本計画」に基づいて進めております。

2026年度も、市民の皆様により一層の周知を図るため、アンケートや模型の展示等を行う中でご意見を伺っております。

なお、整備工事の予算は2026年3月の町田市議会定例会で可決されており、2028年度のオープンに向けて、着実に整備を進めてまいります。

7. 交通関係について

(1) について

バス事業者は、かねてから運転士不足の問題を抱えている中で、2024年4月の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」改正適用によって運転士の勤務時間などの見直しが行われ、運転士の不足がさらに深刻化し、町田市内に限らず、バス路線の減便や廃止が余儀なくされております。このため、バスの運行本数を一昨年の水準に戻すことは難しい状況です。

今後、「(仮称)町田市地域公共交通計画」に位置づける各種取組を実施し、路線バスの減便や廃止が進む中においても、市民の皆様の移動手段を確保できるよう努めてまいります。

(2) について

バス停の上屋やベンチについては、バス事業者と町田市が連携し、バス停留所の利用者数や周辺の道路状況などを踏まえたうえで設置しており、2025年度には、町田市内のバス停留所において上屋を1か所、ベンチを2か所、新規に設置いたしました。

今後もバス待ち環境を向上するため、バス事業者と連携して町田市内のバス停留所への上屋やベンチの設置に努めてまいります。

8. 生活保護について

(1) について

町田市では、相談者の困りごとを傾聴し、生活援護課の相談窓口で生活保護制度について説明した上で、生活保護のしおりをお渡ししております。

(2) について

町田市では、相談者が生活保護をためらわずに申請できるよう、ホームページでの案内に加え、市内5地域に「まちだ福祉〇(まる)ごとサポートセンター」を設置し、福祉の困りごとの相談を受け付けております。

生活保護の申請については、制度に関するリーフレットなどを活用し、手続きをご案内しており、制度に則り適正かつ適切に決定しております。申請時に必要な書類については、生活保護の決定や自立支援に必要なものをご提

出いただいております。

(3) について

町田市が設置しているコールセンターにお電話をいただければ、申請書をご自宅に郵送いたします。

9. その他

(1) について

「広報まちだ」のポスティングによる無料配布サービスは、新聞を購読されておらず、お近くに配布場所がない方や、高齢等の理由により直接取りに行くことが困難な方を対象に実施しているものです。

本サービスの内容は現在、市ホームページに掲載しているほか、「広報まちだ」の紙面においても不定期に掲載を行っており、2026年1月1日号や2025年10月1日号にご案内を掲載しております。また、直近の発行号においても掲載予定がございます。

今後も、サービスを必要とされる方へ情報が確実に行き届くよう、引き続き「広報まちだ」の紙面にて周知を図ってまいります。

(2) について

近年、埼玉県八潮市で発生した下水道管の腐食による道路陥没事故や、能登半島地震における未耐震施設の復旧長期化など、インフラの老朽化に伴う重大なリスクが各地で顕在化しております。町田市の下水道事業も開始から60年以上が経過し、老朽化対策を着実に進める必要がございますが、昨今の急激な物価高騰や労務単価の上昇も重なり、汚水処理を取り巻く経営環境は非常に厳しさを増しております。

町田市では、1999年以降、下水道使用料の改定を行うことなく、事業を運営してまいりましたが、こうした状況に対応し、下水道事業運営の健全化を図るため、2026年6月に町田市下水道条例を改正いたしました。これにより、2027年1月から下水道使用料を改定いたします。

改定により確保した財源は、今後の汚水処理や施設の維持管理に適切に充てるとともに、計画的な改築・更新や災害対策を推進し、道路陥没や施設の稼働停止といったリスクの低減に努めてまいります。

将来にわたって持続的かつ安定的な下水道サービスを提供し続けるため、使用料の改定について何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

B. 国や東京都などへ要請のお願い

1. 後期高齢者医療制度について

(1) について

窓口負担や保険料の算定に関する検討は、国及び東京都後期高齢者医療広域連合が行うことと認識しております。市は広域連合の決定に従って制度を運用しておりますので、国や広域連合へ要望を行う予定はございません。

(2) について

保険料の算定に関する検討は、国及び東京都後期高齢者医療広域連合が行うことと認識しております。市は広域連合の決定に従って制度を運用しておりますので、国や広域連合へ要望を行う予定はございません。

2. 国保制度について

(1) について

保険料水準の統一を進めることは、国保財政の安定化が図られるほか、都内のどこに住んでいても、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料水準となり、被保険者間の公平性の観点から望ましいとされています。東京都においても、保険料水準の統一に向けて、目標年次を含めて市区町村との検討を行っております。このため、都へ要望を行う予定はございません。

(2) について

2027年4月から子どもの均等割の軽減措置は、未就学児から高校生年代まで拡充されます。また、子どもに係る均等割額の軽減充実及び対象年齢の拡大については、全国市長会を通じて国に要望しております。

3. 医療関係について

(1) について

東京都は、行政的医療の安定的・継続的な提供、地域医療充実への貢献といった役割を将来にわたって果たし続けていくことを目的に2022年7月、都立病院と公社病院を一体として地方独立行政法人化しております。

なお、都立・公社病院の独立行政法人化を直営に戻すよう東京都に要請する予定はございません。

(2) について

国は、国民健康保険の資格確認書について、本人の申請に基づく交付を原則としていますが、当分の間は、被保険者の申請によらず保険者が交付する運用を行うという見解を示しております。

そのため、市では、国民健康保険の資格確認書の一斉更新の際に、マイナ保険証をお持ちでない被保険者の方に申請していただくことなく資格確認書を郵送交付しております。今後、国から国民健康保険の資格確認書の交付に係る運用について新たな見解が示された場合は、その方針に従い資格確認書の交付を行ってまいります。

また、後期高齢者医療制度の資格確認書については、全員交付から交付方法が見直され、年齢と利用実績により資格確認書を交付する運用となりました。

なお、マイナ保険証をお持ちでない被保険者の方には、これまでどおり申請していただくことなく資格確認書を交付しております。マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受診が困難な方には、申請していただくことで資格確認書を交付しております。国民健康保険と同様に、後期高齢者医療制度の資格確認書の交付に係る運用について新たな見解が示された場合は、その方針に従い資格確認書の交付を行ってまいります。

(3) について

医薬品の保険適用に関する検討は、国が行うことと認識しており、市はその決定に従っております。このため、国へ要望を行う予定はございません。

(4) について

高額療養費制度は国が所管する制度であり、その見直しにつきましても国において判断するものです。このため、現時点で市として国に見直しの中止を要請する予定はございません。後期高齢者医療制度においても同様です。

(5) について

「子ども・子育て支援金制度」については、国民の理解が得られるよう、国が主体となり、わかりやすく丁寧な周知・広報等を行うよう全国市長会を通じて国に要望しております。

(6) について

医療費の自己負担割合に関する検討は、国が行うことと認識しております。市は国の決定に従って制度を運用しておりますので、国へ要望を行う予定はございません。

4. 介護保険制度について

(1) について

介護労働者の賃金については、介護報酬を通じて賄われるべきものである

と認識しております。国は、2026年6月に、介護人材不足や他産業との賃金格差の拡大に対応するため、介護報酬の臨時改定を実施しております。また、2027年度の介護報酬改定に向け、さらなるベースアップに関する議論を進めております。このことから、介護事業所への人件費補助を行う予定はございません。

財政支援の充実については、財政調整交付金における法定負担分の全額交付を国に要請しており、今後も引き続き要請してまいります。

(2) について

特別養護老人ホームの入所要件については、2015年度の介護保険法の改正により、原則要介護3以上の方に限定されておりますが、要介護1・2の方でも居宅において日常生活を営むことが困難であるなど、特列入所の要件に該当する場合は入所対象者となります。

(3) について

介護保険料未納による給付制限のうち、給付額減額は、介護保険法で定められ、保険料が時効消滅した期間によって給付額減額の期間が決定するものです。時効消滅した保険料は納付することができませんが、時効消滅していない納付可能な保険料を納付することにより給付額減額期間は短縮されますので、対象となる被保険者の方へはあらかじめその旨をご案内しております。

保険料負担の公平性を確保するため、給付額減額をなくすよう国へ要請することは考えておりませんが、滞納している方に対しては、今後も引き続き丁寧な納付相談を行ってまいります。

(4) について

「障害者総合支援法」等の定めにより、障がい福祉サービスと同等の介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを優先して利用いただくことが原則となっております。

ただし、同行援護、行動援護、自立訓練など障がい福祉固有のサービスについては、介護保険サービスに相当するものがないため、65歳に到達してからも障がい福祉サービスを受けることができるように対応しております。

また、その他のサービスについても、障がい者が必要とする支援の具体的な内容を聴き取り、利用者がより適切なサービスを利用できるように対応しておりますので、現時点では、同法第7条の廃止を、国に要請することは考えておりません。

(5) について

ケアプランの有料化や要介護認定者の総合事業への移行等については、現在のところ明確な方針が示されていないため、国へ要請することは考えておりません。住宅型有料老人ホームを利用されている方のケアプラン作成に係る利用者負担（1割）の徴収については、特定施設入居者生活介護を利用されている方との公平性の観点から妥当と考えており、国へ中止を要請することはありません。

5. 住宅と公共施設について

(1) について

都営住宅の建替えや改修時には、需要の高い単身者住戸を増やすよう、東京都市長会を通じて東京都へ要望しております。

また、単身者住戸の入居資格の変更については市営住宅の入居資格と同様の事情であることから、都への要請は考えておりません。

(2) について

公社住宅の保証人を不要にすることについては、J K Kの経営に関する内容のため、市として要請は考えておりません。

6. シルバーパスについて他県に接続する部分も「通しで」使えるように東京都に要請して下さい。

東京都は、制度導入以降の高齢者増や交通事情の変化を踏まえ、高齢者施策全体を総合的に議論する中で、シルバーパスの利用実態を把握しながら制度の改善に向け検討することとしております。町田市では、この状況を注視してまいります。

7. 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」にするために以下のことを国に要請して下さい。

(1) について

年金制度の在り方については、国において検討されていると認識しております。

(2) について

年金制度の在り方については、国において検討されていると認識しております。

(3) について

年金制度の在り方については、国において検討されていると認識しております。

(4) について

年金制度の在り方については、国において検討されていると認識しております。

8. 郵便等による不在者投票の対象者は、介護保険制度では要介護状態区分が「要介護5」です。要介護3以上にするよう国に要請して下さい。

全国市区選挙管理委員会連合会を通して要望済みです。

9. 昨年6月27日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、2013年からの史上最大の生活扶助基準引き下げ処分の違法性を認め、処分の取消しを命じる判決を言い渡しました。この判決を踏まえ、以下の5項を国に要請してください。

(1) について

最高裁判決につきましては、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

(2) について

最高裁判決につきましては、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

(3) について

最高裁判決につきましては、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。

(4) について

最高裁判決につきましては、国の動向を注視し、適切に対応してまいります。